

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

今日、最低賃金の引き上げや一般企業における春闘を通じた基本給の引き上げなどが進む中、診療報酬等を基に賃金を算定する医療従事者や介護職員等への処遇改善は遅れている。

また、介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保が難しく、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多い状況となっている。

さらに、厚生労働省の2022年賃金構造基本統計調査によると、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当等を含む平均賃金は、月額25万7,500円となっており、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える差が生じている。

このような状況の中、政府は、2023年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、看護補助者、介護・障害福祉職員の2024年2月から5月の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための補助金事業を開始するとともに、2024年6月には、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の同時改定を予定しており、物価高騰、賃金上昇等の状況を踏まえた対応が行われる見込みである。

しかし、医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を推進するためには、各現場で働く職員等の賃金等に反映させることに加え、労働環境や生活を保障する取り組みなども進める必要がある。

よって、国会及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 2024年度の診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定において、賃上げの効果が医療機関や各事業所における職員の賃金等に確実に反映されるよう働きかけること。
- 2 医療・介護・障害福祉分野における若手人材の確保につなげるため、若年単身世帯等が近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅に入居できる「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員及び未来さっぽろ成田祐樹議員